

19 エネ財促第 35 号
平成 19 年 4 月 25 日
財団法人新エネルギー財団

平成 19 年度新エネルギー設備導入促進情報等事業(太陽光発電モニター事業等に
関する応募の開始について

財団法人新エネルギー財団では、経済産業省資源エネルギー庁からの委託を受けて、平成 19 年度新エネルギー設備導入促進情報等事業（太陽光発電モニター事業等に関する調査）を、別添の概要に示すように実施することになりましたので、お知らせいたします。

1、募集期間

4月 25 日から 6 月 20 日まで（応募申込書の消印は 6 月 20 日有効です）

2、応募資格

太陽光発電システムを、平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 6 月 20 日までの間に設置する住宅（既築）に、平成 18 年 6 月以前より居住し、平成 20 年 3 月まで居住を予定している方。

3、応募要領

応募手続き等の詳細は、財団法人新エネルギー財団のホームページにある[応募要領](#)をダウンロードして、ご確認ください。

また、応募要領は販売企業等を通じて配布するほか、住所・氏名を記入し、切手 390 円を貼った返信用封筒（角 2、240×332mm）を同封の上、財団宛ご請求いただければ、郵送いたします。

4、モニター応募説明会

応募の手續について周知・徹底を図るため、モニター応募説明会を全国 9 箇所で行いますが、詳しく財団法人新エネルギー財団のホームページを参照ください。

5、お問合せ先

導入促進本部 太陽光発電部 北住、原、前川

TEL : 03-5275-3046 FAX : 03-5275-9831

平成 19 年度新エネルギー設備導入促進情報等事業
(太陽光発電モニター事業等に関する調査) の概要

①背景、目的

我が国の太陽光発電は、住宅分野を中心として導入が進んでいますが、家電等の耐久消費財とは異なり、既築住宅における販売の約 8 割が訪問販売によるものと言われています。

今後も一貫して太陽光発電システムの導入を推進していく為には、販売現場における適切な情報提供や、適切な販売手法及び設置施工が行われているかについて、幅広く情報を収集し、提供することにより、業者間の適正な競争に基づく市場形成とともに、安心・安全な太陽光発電システムという設置者側意識の形成が必要となっています。それらの形成が、本事業の目的です。

②概要

戸建住宅（既築）に太陽光発電システムを設置する方を対象に、モニターを募集して、以下を実施します。

- ・ 14,000 件程度の太陽光発電システムの設置者データ（設備規模、設置価格、発電量等）を、9 回（月 1 回程度）提出していただきます。
- ・ 収集したデータを分析し、財団のホームページ等に、分析結果を公表します。
- ・ 財団がこれまでに住宅用補助事業等で収集してきたデータと比較分析し、本事業で明らかになった傾向、特徴をまとめて、調査報告書として公表します。
- ・ モニター報告終了後、9 回のモニター報告を全て提出していただいたモニターに対し、謝金を支払います。謝金はモニター報告 1 回あたり 1,500 円として、合計 13,500 円（所得税、消費税含む）です。

また、モニター協力に対する感謝の意を込めて、感謝状をさしあげます。

③応募の資格

- ・ 太陽光発電システムを、平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 6 月 20 日までの間に設置する住宅（既築）に、平成 18 年 6 月以前より居住し、平成 20 年 3 月まで居住を予定している方。

④募集期間

- ・ 4月 25 日から 6月 20 日まで（応募申込書の消印は 6月 20 日有効です）

⑤応募方法

- ・ 応募申込書を財団宛、郵送にて提出してください。

⑥モニター決定

- ・ 地域性、その他を考慮し、7月 6 日までに財団にて決定し、通知します。

⑦モニター報告期間

- ・ 7月 10 日ごろ（開始日はモニター決定通知に記載）から平成 20 年 3 月 20 日まで

⑧モニター報告

モニター報告期間中、郵送（宅配便含む）又はインターネット（携帯端末利用可能）にて、下記を財団まで報告していただきます。

- ・ 各報告月の発電電力量、売・買電電力量及び前年同月消費電力量
- ・ 各報告月と前年同月の家族構成
- ・ 太陽光発電設備の使用感、満足度、設置による省エネ意識の変化、故障情報

以上